

頁	基本設計方針	基本設計方針（案）
4	<p><u>平成30年5月には、基本構想で示した設計要件に、区議会での議論や基本設計方針素案で記載した内容、さらに引き続き検討、整理した事項等を加え、本庁舎等の機能、規模、配置、動線計画の基本的な考え方等を世田谷区本庁舎等整備基本設計方針案（以下、「基本設計方針案」という。）としてまとめ、区民説明会、区議会第2回定例会での議論等を経て、今回、基本設計方針を策定した。今後、基本設計方針をもとに基本設計を進め、平成30年度末に本庁舎等整備基本設計をまとめる予定である。</u></p>	<p><u>今回、基本構想で示した設計要件に、区議会での議論や基本設計方針素案で記載した内容、さらに引き続き検討、整理した事項等を加え、本庁舎等の機能、規模、配置、動線計画の基本的な考え方等をまとめた。今後、区民説明会等を経て、世田谷区本庁舎等整備基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）とし、これをもとに基本設計を進め、平成30年度末に本庁舎等整備基本設計をまとめる予定とする。</u></p>
7	<p><u>平成30年5月には、基本構想で示した設計要件に、区議会での議論や基本設計方針素案で記載した内容、さらに引き続き検討、整理した事項等を加え、本庁舎等の機能、規模、配置、動線計画の基本的な考え方等を基本設計方針案としてまとめ、区民説明会、区議会第2回定例会での議論等を経て、今回、基本設計方針を策定した。</u></p>	<p><u>今回、基本構想で示した設計要件に、区議会での議論や基本設計方針素案で記載した内容、さらに引き続き検討、整理した事項等を加え、本庁舎等の機能、規模、配置、動線計画の基本的な考え方等を基本設計方針案としてまとめた。</u></p>
9	<p><u>第3章として、【資料1】本庁舎等の位置づけ、【資料2】現庁舎等の評価・課題と整備の必要性（P.65～69）を挿入（以降、章番号を修正）</u></p>	
26	<p>（6）その他・地形等： ・東側敷地は概ね平坦であるが、西側敷地の西から南西方向に向けては4m程度下がる形で高低差を有している。 ・敷地が中央の区道により分断されている。 <u>・敷地西側の区有地についても、外構計画の中で活用を図っていく。</u></p>	<p>（6）その他・地形等： ・東側敷地は概ね平坦であるが、西側敷地の西から南西方向に向けては4m程度下がる形で高低差を有している。 ・敷地が中央の区道により分断されている。</p>
27	<p>（2）バス、タクシー ・路線バスについては、現在の本庁舎敷地の南東角に2路線の起終点となる折返し所において、誘導員による後進（バック）入庫の形であるため、歩行者との錯綜等が課題となっている。本計画では、<u>歩行者のメインアプローチ</u>との連携を図り、現在の3路線の運行に対応できるバスベイ等を設置する。バスベイ等は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を踏まえて計画する。 ・タクシー乗り場については、周辺道路の交通処理に配慮し、西側敷地に現在</p>	<p>（2）バス、タクシー ・路線バスについては、現在の本庁舎敷地の南東角に3路線の起終点となる折返し所において、誘導員による後進（バック）入庫の形であるため、歩行者との錯綜等が課題となっている。本計画では、<u>歩行者の東側敷地のメインアプローチ</u>との連携を図り、現在の3路線の運行に対応できるバスベイを設置する。バスベイ等は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を踏まえて計画する。</p>

	と同数の3台分程度を計画する。	・タクシー乗り場については、周辺道路の交通処理に配慮し、西側敷地に現在と同数の3台分程度を計画する。
29	<p>(3) 車両（自動車、自転車）等</p> <p>①来庁者用駐車場及びバイク置き場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺交通への負荷や区民利用窓口の部署へのアクセスの利便性を考慮し、西棟地下2階に自走式平置型駐車場及びバイク置き場を配置するものとし、地上部には車いす使用者用の乗降スペースを確保する。<u>なお、駐車場出入口は、駐車待ちの車両も想定した設計とする。</u> ・駐車場から各棟へは、雨天時の移動や障害者の移動等も含め、来庁者の動線に配慮し、地下に通路を設ける。 	<p>(3) 車両（自動車、自転車）等</p> <p>①来庁者用駐車場及びバイク置き場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺交通への負荷や区民利用窓口の部署へのアクセスの利便性を考慮し、西棟地下に自走式平置型駐車場及びバイク置き場を配置するものとし、地上部には車いす使用者用の乗降スペースを確保する。 ・駐車場から各棟へは、雨天時の移動や障害者の移動等も含め、来庁者の動線に配慮し、地下に通路を設ける。
29	<p>(4) 道路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東側道路は、都市計画道路の計画線を踏まえ、バスベいの整備と合わせて必要となる歩道などを整備する。 ・敷地中央の区道は、区役所周辺地区防災街区整備地区計画の地区防災施設としての機能向上を図るため、線形を直線状に修正し、幅員10mで整備する。また、広場に接する範囲は、<u>歩行者自転車専用を目指し、広場との一体的な利用ができるようにする。</u> 	<p>(4) 道路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東側道路は、都市計画道路の計画線を踏まえ、バスベいの整備と合わせて必要となる歩道などを整備する。 ・敷地中央の区道は、区役所周辺地区防災街区整備地区計画の地区防災施設としての機能向上を図るため、線形を直線状に修正し、幅員10mで整備する。また、広場に接する範囲は、<u>広場との一体的な利用ができるよう、歩行者自転車専用を目指す。</u>
29	<p>(5) 広場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西南北からアクセスできる広場は、通常時は<u>区民が憩える場</u>として、また、イベント等では区民交流の場として、<u>近隣住宅地に配慮した上で、原則、常時区民に開放</u>する。 ・広場、東西のピロティ、区民交流機能、ホワイエ、2階テラス等が一体的に使用できるよう、各機能の連携に配慮した整備をする。 ・災害時には、関係機関等の車両の駐車場として使用する。 ・<u>テラスについては、子ども等の利用も考慮した利用者の安全に配慮すると</u> 	<p>(5) 広場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西南北からアクセスできる広場は、通常時は<u>区民の憩いの場</u>として、また、イベント等では区民交流の場として利用する。 ・広場、東西のピロティ、区民交流機能、ホワイエ、2階テラス等が一体的に使用できるよう、各機能の連携に配慮した整備をする。 ・災害時には、関係機関等の車両の駐車場として使用する。

	<u>もに、災害時に広場を利用することも踏まえた耐震性を確保する。</u>	
29	<p>(6) <u>みず・みどり</u>について</p> <ul style="list-style-type: none"> 『<u>世田谷みどり33</u>』の趣旨を踏まえ、みどり率33%を目指す。出来る限り地上部緑化に努めつつ、屋上緑化や壁面緑化などについても適宜配置する。 《参考：現状の緑化率は東側24.1%、西側10.9%、両敷地で18.2%》 東側からのアプローチとなるケヤキやサンクンガーデン(池)のある風景は、可能な範囲で保存するとともに、建物計画を踏まえ、樹木の保存、移植、新植を行うなどし、再生・発展させる。また、西側からのアプローチは、周辺住宅地に配慮し、「みどり・ピロティ・広場空間」の連続性を考慮して整備していく。 <u>既存のサンクンガーデン(池)の活用も含め、外部だけでなく、建物内からもみず・みどりが感じることが出来る空間整備を検討していく。</u> 個々の樹木については、樹木診断の結果を踏まえ、既存樹木をできるだけ保存・活用、移植を基本としつつ、安全性を第一に考え、個々の樹木の方針を検討していく。 周辺とのつながりを意識したみどりのネットワークの形成により、防災、減災、風景づくりなどのみどりの機能を効果的に発揮させるとともに、生きものの移動や多様な植栽など、生物多様性も考慮し、<u>広場・緑地</u>と屋上・壁面などの施設緑化を一体的に整備する。 	<p>(6) みどりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 『<u>世田谷区みどり33</u>』の趣旨を踏まえ、みどり率33%を目指す。出来る限り地上部緑化に努めつつ、屋上緑化や壁面緑化などについても適宜配置する。 《参考：現状の緑化率は東側24.1%、西側10.9%、両敷地で18.2%》 東側からのアプローチとなるケヤキやサンクンガーデン(池)のある風景は、可能な範囲で保存するとともに、建物計画を踏まえ、樹木の保存、移植、新植を行うなどし、再生・発展させる。また、西側からのアプローチは、周辺住宅地に配慮し、「みどり・ピロティ・広場空間」の連続性を考慮して整備していく。 個々の樹木については、樹木診断の結果を踏まえ、既存樹木をできるだけ保存・活用、移植を基本としつつ、安全性を第一に考え、個々の樹木の方針を検討していく。 周辺とのつながりを意識したみどりのネットワークの形成により、防災、減災、風景づくりなどのみどりの機能を効果的に発揮させるとともに、生きものの移動や多様な植栽など、生物多様性も考慮し、<u>広場・緑地の緑化</u>と屋上・壁面などの施設緑化を一体的に整備する。
30	<p>4 機能の配置と構成</p> <p>(5) 区民交流機能は、東側からのメインアプローチに位置し、バスベイ等とも近接した東2期棟1階とし、来庁者が訪れやすく、利用しやすい配置とする。</p>	<p>4 機能の配置と構成</p> <p>(5) 区民交流機能は、東側からのメインアプローチに位置し、バスベイとも近接した東2期棟1階とし、来庁者が訪れやすく、利用しやすい配置とする。</p>
32	<p>(1) 参加と協働・交流の機能</p> <p>幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、<u>多世代</u>の区民が気軽に立ち寄り、多様な情報を共有することができ、憩えるように、徒歩やバス等</p>	<p>(1) 参加と協働・交流の機能</p> <p>幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、区民が気軽に立ち寄り、多様な情報を共有することができ、憩</p>

	<p>での区民動線に合わせ、東2期棟1階に、区民の参加と協働・交流の拠点として「区民交流機能」を配置する。</p> <p>「区民交流機能」には、区民交流スペースや区政情報コーナー、PRコーナー、区民交流室、エフエムせたがやを設置し、各種団体活動の利用や区民個人での利用、区民・団体同士の交流、区民からの情報や区政情報の発信などができる機能を持たせる。</p> <p>プライバシー保護等から、必要に応じて、個別ブースを設置するとともに、他機能との一体的な利用も含め、区民団体の活動がしやすい空間とする。</p>	<p>えるように、徒歩やバス等での区民動線に合わせ、東2期棟1階に、区民の参加と協働・交流の拠点として「区民交流機能」を配置する。</p> <p>「区民交流機能」には、区民交流スペースや区政情報コーナー、PRコーナー、区民交流室、エフエムせたがやを設置し、各種団体活動の利用や区民個人での利用、区民・団体同士の交流、区民からの情報や区政情報の発信などができる機能を持たせる。</p> <p>プライバシー保護等から、必要に応じて、個別ブースを設置するとともに、他機能との一体的な利用も含め、区民団体の活動がしやすい空間とする。</p>
33	<p>(2) 広場機能</p> <p>通常時は区民の憩いの場や区民会館の利用者用の臨時的駐輪場として利用するほか、イベント等では区民交流の場として、東側ピロティや区民会館ホワイエ、東2期棟1階区民交流機能と一体利用ができるよう整備する。</p> <p><u>なお、広場にはイベント等の利用を想定した設備（電気、水道等）の設置について検討する。</u></p>	<p>(2) 広場機能</p> <p>通常時は区民の憩いの場や区民会館の利用者用の臨時的駐輪場として利用するほか、イベント等では区民交流の場として、東側ピロティや区民会館ホワイエ、東2期棟1階区民交流機能と一体利用ができるよう整備する。</p>
34	<p>2 区民自治の交流を育んできた現庁舎等の空間特質の継承</p> <p>現庁舎と区民会館と低層棟のピロティに囲まれた広場等は、日頃から区民が憩う場としてのみならず、区民会館と一体となったイベントの場などとして利用され、区民自治・交流を育んできた。こうしたことを踏まえ、本庁舎、区民会館、広場等の空間特質をできるだけ継承するとともに、新たな魅力を創造し、これまで以上に区民自治・交流の拠点として区民に愛される本庁舎等を目指していく。</p>	<p>2 区民自治の交流を育んできた現庁舎等の空間特質の継承</p> <p>現庁舎と区民会館と低層棟のピロティに囲まれた広場は、日頃から区民が憩う場としてのみならず、区民会館と一体となったイベントの場などとして利用され、区民自治・交流を育んできた。こうしたことを踏まえ、本庁舎、区民会館、広場等の空間特質をできるだけ継承するとともに、新たな魅力を創造し、これまで以上に区民自治・交流の拠点として区民に愛される本庁舎等を目指していく。</p>
47	<p>(3) 2階</p> <p>① 2階には、<u>テラスが整備され、東西の施設を機能的に繋ぐ通路として活用できることから、</u>東西棟の連携が図りやすく、かつ、上下の部署との連携が図りや</p>	<p>(3) 2階</p> <p>① 2階テラスで接続され、東西棟の連携が図りやすく、かつ、上下の部署との連携が図りやすい東棟2階には、区民来庁が</p>

	すい東棟 2 階には、区民来庁が多い財務部を配置し、支所及び他部との連携を確保する。	多い財務部を配置し、支所及び他部との連携を確保する。
52	<p>(4) 2 階</p> <p>① 2 階には、<u>テラスが整備され、東西の施設を機能的に繋ぐ通路として活用できることから</u>、東西棟の連携が図りやすく、かつ、上下の部署との連携が図りやすい東棟 2 階には、区民来庁が多い財務部を配置し、支所及び他部との連携を確保する。</p>	<p>(4) 2 階</p> <p>① 2 階テラスで接続され、<u>東西棟の連携が図りやすく、かつ、上下の部署との連携が図りやすい東棟 2 階には、区民来庁が多い財務部を配置し、支所及び他部との連携を確保する。</u></p>
51	<p>(3) 1 階</p> <p>③ <u>歩行者のメインアプローチ</u>との連携を図り、バスベイ<u>等</u>を設置する。</p>	<p>(3) 1 階</p> <p>③ <u>敷地東側に、歩行者の東側メインアプローチ</u>との連携を図り、バスベイを設置する。</p>
55	<u>ブロックプラン (平面図) の修正</u>	
57	<u>ブロックプラン (断面図) の修正</u>	
68	<p>第 13 章</p> <p>3 周辺環境との調和、配慮</p> <p>・<u>本庁舎敷地周辺は住宅地であり、整備にあたっては、周辺環境との調和のみならず、周辺環境に寄与できるよう配慮する。また、整備後の建物規模が現状よりも大きくなることから、本庁舎敷地周辺の住宅地への視線・景観に配慮した離隔距離の確保や緑地の整備、上層階のセットバックなど、日影の影響、圧迫感、さらには施設に起因する風害、公害、騒音・振動、電波障害等の極力の防止を図るよう、周辺環境に十分配慮していく。さらに、長期にわたる工事となることから、工事は安全を最優先として、騒音、振動、粉じんや、<u>解体時のねずみ・害虫対策</u>等に最大限配慮した計画や工法などを採用する。</u></p>	<p>(5) 周辺環境との調和、配慮</p> <p>・<u>本庁舎敷地周辺は住宅地であり、整備にあたっては、周辺環境との調和のみならず、周辺環境に寄与できるよう配慮する。また、整備後の建物規模が現状よりも大きくなることから、本庁舎敷地周辺の住宅地への視線・景観に配慮した離隔距離の確保や緑地の整備、上層階のセットバックなど、日影の影響、圧迫感、さらには施設に起因する風害、公害、騒音・振動、電波障害等の極力の防止を図るよう、周辺環境に十分配慮していく。さらに、長期にわたる工事となることから、工事は安全を最優先として、騒音、振動、粉じん等に最大限配慮した計画や工法などを採用する。</u></p>